

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

大泉町は、群馬県の東南に位置し、地形は平坦で面積は18.03平方キロメートルと群馬県で一番小さな町である。

人口は、令和2年国勢調査によると42,089人であり、前回の調査に比べ増加をしている。生産年齢人口については、工業など第2次産業が盛んな町であり、生産年齢人口比率も高く令和2年国勢調査によると64.6%と県内でも一番高い比率となっている。

また、本町の人口構造における特色として、外国人住民の比率が17.6%（令和2年国勢調査）と多い事があげられる。これは、平成に入り出入国管理法が改正され、南米出身の日系人労働者が、当時人手不足であった本町に多数来日したためである。

今後、本町の人口は減少傾向で推移することが予測されており、本町においても少子高齢化の進行が予測される。

産業構造は、昭和16年に太田・小泉飛行場が完成し、翌年中島飛行機株式会社小泉製作所が開所してから軍需都市として隆盛を極め、現在の「ものづくりの地域」として発展する土壌が出来た。

昭和32年、小泉町と大川村が合併して「大泉町」が誕生し、昭和35年には首都圏都市開発区域の指定を受けてから工場誘致や市街地整備を進め、輸送機器、電気機器、食料品などを中心に多数の優良企業が進出し、今後新たな企業進出も見込まれている。

2023年経済構造実態調査によると、製造業に従事する従業員者数は12,384人、製造品出荷額等は6,301億円と、県内でも第4位となっている。

そのような、北関東でも屈指の製造品出荷額等を誇る本町でも、町内の中小企業者数は減少傾向にあり、後継者不足や人手不足等の課題にも直面している。

このような状況の中、本町独自の取り組みとして、生産能力拡大のための設備等を新たに導入した町内の製造業者に対し奨励金を交付する「設備導入奨励金」、町内事業所のある一団の土地に一定規模の事業所を新設や増設した製造業等の事業所に対し奨励金を交付する「事業所用地活用奨励金」など町独自の各種補助制度を実施するとともに、中小企業者の新技術又は新製品の開発に対して補助金を交付する「大泉町ぐんま技術革新チャレンジ補助金」など県と連携をした補助制度等も実施しているが、さらなる中小企業者の生産性向上のため支援が必要とされている。

（２）目標

大泉町は、中小企業等経営強化法第４９条第１項に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、設備投資が活発な北関東屈指のものづくりの町として更なる経済発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に６件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

（３）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均３％以上向上することを目標とする。

２ 先端設備等の種類

大泉町の産業は、製造業を中心としているが、サービス業や農業に従事している者も多く、多様な業種が本町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第７条第１項に定める先端設備等全てとする。

３ 先端設備等の導入の促進に関する事項

（１）対象地域

大泉町は、面積１８．０３平方キロメートルとコンパクトな町であり、産業は町内全域に立地している。これらの地域で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、町内全域とする。

（２）対象業種・事業

大泉町の産業は、製造業を中心に多様な業種が本町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業所の取組は、新製品の開発、自動化の推進、ＩＴ導入による業務の効率化、省エネの推進、海外市場への展開に向けた連携等、多様である。そのため、本計画において労働生産性が年平均３％以上に資すると見込まれる事業であれば幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・ 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない。